

「法務・税務研究所 友の会」会則

(名 称)

第1条 本会は、法務・税務研究所友の会といたします。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を 横浜市中区常盤町一丁目1番地宮下ビル4F 横浜相談窓口
棟トラストシステム 内に置きます。

(目 的)

第3条 本会の目的は、次のとおりとします。

会員に対し、法律・税金に関する情報提供を行うとともに、一般社団法人 法務・税務
研究所開催のセミナーへ優先的に参加していただくことにより、会員の皆様方の法律・税
金に対するお悩みの早期解決への一助となることを目的と致します。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行ないます。

- (1) 一般社団法人 法務・税務研究所のセミナー開催案内の送付
- (2) 一般社団法人 法務・税務研究所が後援するセミナーへの優先申込書の送付
- (3) その他本会の目的達成に必要な活動

(会員・会員資格)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する個人であり、第6条に定める年会費を納付した
会員をもって組織します。

2 会員資格の有効期限は、第6条の会費納付から1年間とします。

(入会・会費)

第6条 本会の会費は、年間4,800円とします。

2 本会に入会しようとするものは、入会申し込み書に当該年度の会費を添えて申し込む
ものとします。

(退会・除名・会員資格の喪失)

第7条 会員は、事務局に退会の意思を表示することにより、いつでも退会できます。

2 会員は、年会費の支払いを行わない場合、第5条2項に定める期間の満了時点で自動
的に会員資格を喪失します。

3 前2項の他、第3条に定める本会の主旨にそぐわない会員について、事務局の判断に
おいて、その会員を除名することができます。

4 前3項により会員資格を喪失した場合、納付済みの年会費は返却致しません。

(経 費)

第8条 本会の経費は、会費をもって充てるものとします。

(運営規約変更)

第9条 本会の事務処理については、法務・税務研究所友の会事務局が行い、本規約の改
廃も同事務局が行います。

2 本規約は、当会の判断により、適宜変更することができるものとします。この場合、既
会員に対しては、変更後の規約を交付し、交付後相当期間内に退会を行わない既会員につ
いては、変更後の規約を承認したものと見なします。